立区、奥山ロードサービス株式会社　埼玉県新座市、一般社団法人日本建設業連合会東北支部　宮城県仙台市、一般社団法人日本建設業連合会北陸支部　新潟県新潟市、一般社団法人日本建設業連合会中部支部　愛知県名古屋市、ＪＢトールシステム株式会社　兵庫県神戸市、麻生フオームクリート株式会社東京支店　神奈川県川崎市、麻生フオームクリート株式会社西日本事業本部　大阪府茨木市、一般社団法人日本建設業連合会中国支部　広島県広島市、一般社団法人日本建設業連合会九州支部　福岡県福岡市

4．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定により、なお、その効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。

5．解散認可日　平成27年11月20日

平成 27 年 12 月 15 日

東京都中央区八丁堀２丁目５番１号東京建設会館３階　東京都建設業厚生年金基金

理事長　大島　義和

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定により、なお、その効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき、次のとおり公告します。

１．清算人氏名　代表清算人　大島　義和

２．住所　東京都千代田区五番町４－７

平成 27 年 12 月 15 日

東京都中央区八丁堀２丁目５番１号東京建設会館３階　東京都建設業厚生年金基金

理事長　大島　義和

解散命令公告

奈良県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠け、またはその所在が知れないため、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成 27 年 12 月 15 日

奈良県知事　荒井　正吾

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

奈良県クリーニング業協同組合

奈良県北葛城郡王寺町久度二丁目28番12号

大和福祉設計協同組合

奈良県奈良市大宮町三丁目５番34号

企業組合中和スポーツシューズ下請加工センター

奈良県磯城郡川西町大字梅戸77番地の１

奈良経営コンサルタント事業協同組合

奈良県大和郡山市矢田山町14番地の３

御所市給食事業協同組合

奈良県御所市477番地の３

千晃企業組合

奈良県磯城郡田原本町大字十六面45号

テイクオフ企業組合

奈良県奈良市三条栄町４番７号

教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して異議申立てをすることができる。なお、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると、異議申立てをすることができなくなる。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に奈良県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において奈良県を代表する者は、奈良県知事となる）。なお、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しを提起することができなくなる。

行旅死亡人

本籍(国籍)・住所・氏名不明、年齢20～30歳代の女性、身長約165㎝、足長約24㎝、黒髪、ＧＵＣＣＩ製水色キーケース、鍵、ＭＩＷＡ製鍵所持

上記の者は、平成27年10月８日18時51分、尼崎市尾浜町２丁目４番26号南側ＪＲ神戸線軌道敷地内上り外側線路内において轢死されました。遺体は身元不明のため、尼崎市立弥生ケ丘斎場で火葬に付し、遺骨は同斎場にて保管しています。

お心当たりのある方は、尼崎市福祉事務所まで申し出て下さい。

平成 27 年 12 月 15 日

兵庫県　尼崎市長　稲村　和美

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十七年十一月二十五日開催の臨時株主総会の決議により同年同月三十日を以つて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月十五日

札幌市西区八軒九条西一〇丁目一番六六号

株式会社丸三北栄商会

代表清算人　齊藤　隆夫

解散公告

当社は、平成二十七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月十五日

北海道富良野市若松町六番一三号若松ビル二階

合同会社麓郷焼酎

清算人　佐々木雅夫

解散公告

当社は、平成二十七年十一月二十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月十五日

岩手県八幡平市矢神二一番地

有限会社川又植林

清算人　川又　誠

解散公告

当社は、平成二十七年十一月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月十五日

秋田県由利本荘市薬師堂字谷地九一番地八

株式会社社地斎藤ア一ズ

代表清算人　斎藤　寿一

解散公告

当社は、平成二十七年十一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月十五日

福島県石川郡古殿町松川字横川二番地一

有限会社古殿タクシー

代表清算人　水野　洋子

解散公告

当社は、平成二十七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月十日

埼玉県川越市大字笠幡三五三一番地五

有限会社小池瓷芸

清算人　小池　享芸

解散公告

当社は、平成二十七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県草加市栄町三丁目一三番二号

有限会社アイ・ビー・シー

清算人　浅川　史朗